ェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

６　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

７　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「１　発行会社」欄中「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

９　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「８　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

　また、本届出の対象となる会社に関して過去に対内直接投資等に関する命令による届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も「変更前」欄に記入すること。

12　「４　同意の時期」欄について、本届出書受理日において、同意の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における同意の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

13　「５　同意目的等」欄中「⑴　同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「⑵　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を